

米粉レシピで紹介したクッキー等を用意しました。



活動報告

平成27年11月15日

京田辺市 さんぎょうさい 産業祭

今年も、11月15日に開かれた京田辺市産業祭には多くの人が集まりました。私たち農業委員会のブースに並べた商品は、すべて100%京田辺産のお米です。前日に早朝から委員総出でつくったおもち、それとさらさらになるまで製粉した米粉、その場で焼いて甘い特製あまだれをかけた団子を販売。毎年恒例の、つきたてお餅は人気で、たくさんの方が行列をつくってくれました。女性委員としては、のうぎょう委員会だよりで紹介した米粉いろいろや米粉クッキーを用意し、実際に味見してもらえたり「レシピを見てつくったらおいしかった」と言っていたのが嬉しかったです。

今後みなさんへ京田辺の農業の良さを伝えられるよう頑張っていきます。
(木村敬子委員)

No.72

2016. 3 月号

平成28年3月15日発行
広報アイデア委員会

きょうたなべ のうぎょう委員会だより



中面

視察研修報告 / 農地パトロール / 米粉レシピ④ / レモンサポーター募集
全国農業新聞を購読しませんか / 農業者年金にはいりましょう

4p

「村」興戸地区 / プレゼントクイズ / 編集後記

保存版①

農業委員会改革の概要

管外 視察研修

儲かる農業を目指す

レモンの加工方法を探る

農業委員会では「儲かる農業」を実現するため、毎年管外への視察研修を行っています。今年の焦点は「農産物の加工方法」でした。

一件目は、岐阜県で野菜を刺身をつまなどに加工している「農業生産法人わかば農園株式会社」です。オートメーション化された工場で大規模な加工現場を見学。施設内は徹底された衛生管理のもと、自社の農園で生産した大量の野菜がベルトコンベアで流れながら加工されています。野菜に一手間かけることで付加価値を生み出す現場を知ることができました。

二件目は、関市でゆずを使った特産品をつくる「かみのほゆず株式会社」を訪問。地域の庭木であった「ゆず」に着目し、限られた条件で加工するノウハウは、数々の困



難を乗り越えてできるもの。果汁だけでなく、ゼリーやゆずこしよう、お酒のリキュールなど、おみやげに最適な商品を幅広く展開していました。京田辺市には、現在本格的な柑橘類の加工が行える施設はありません。今回の研修で得た知識で、来年のレモン収穫へ向けた果実の加工方法を模索していきます。

第4回

使おう! 食べよう! 米粉レシピ

うっすらきつね色 米粉パンケーキ

今回のレシピは、お昼のおやつにぴったりな米粉パンケーキです。米粉ならではのしっとり・もちり感を楽しんでください。
(奥西和子委員)



材 料 (約10枚分)

卵	2個	★	牛乳	150cc
砂糖	40g		サラダ油	大さじ2
★	米粉	200g	バニラエッセンス	適量
	ベーキングパウダー	小さじ2〜3		



作り方

- ①卵をボウルで混ぜ、砂糖を加える
- ②★を入れ、混ぜる
- ③しばらく混ぜたら★をふるいにかけてながら入れ、なめらかになるまで混ぜる

④ホットプレートできつね色になるまで焼いたらできあがり

📺 クリームや小豆あんを
中に挟んでもおいしいですよ



農地 パトロール

STOP
耕作放棄

12月18日、農業委員会で構成する農地部会が主体となり、市内の農地が適正に耕作されているかなどを確認する農地パトロールを行いました。

この日確認したのは、昨年度権利移動があった農地。①市外在住の人が取得した京田辺市の農地が耕作されているか

②農地転用（農地を農地以外の用途に利用するための手続き）を行った土地が目的通りに使われているかをチェックします。

耕作放棄が起ると、雑草が繁茂して優良な農地に種が飛んだり、虫の発生や鳥獣被害に繋がったりして、周辺の農地に多大な影響が出ます。農業を営む農家にとっては収穫量や収益が落ちるなど深刻な状況に繋がるため、被害が出る前に適正な管理をするよ

耕作放棄は許しません！

う指導を行うことが重要です。

部会員は対象となった農地を回り、適正な管理がなされているかを農地一筆一筆を厳しい目で確認しました。

パトロールの結果、改善が必要と判断された農地の権利者には、後日指導を行い改善を求めます。



レモンサポーター

大募集

未来の特産品をつくろう！

農業委員会では、遊休農地を利用して未来の特産品を生み出す「レモンプロジェクト」を進めています。今年度、ついにレモンの果実がなり、来年度は利用方法を検討する時期に入ります。そのため、果実加工のアイデアを一緒に考えていただくサポーターを募集します。

●登録要件(連絡はメールで行います)

- 【対 象】市内に在住し、メールアドレスを所有する人
- 【内 容】レモン加工等の規格・立案への参画
草むしり等、軽作業の手伝い(任意)

くわしくは農業委員会または地区の農業委員までご連絡ください。 nougyo@kyotanabe.jpでも受け付けます。

全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

家族・非農家も
楽しめる新聞です。

全国農業新聞は、農業の最新情報を提供。農業全般の情報や地域の明るい話題なども紹介し、ご家族や非農家も楽しめます。

■毎週金曜日発行 ■B3版8頁
10ページ ■月額700円(送料、消費税込) ■購読のお申し込みは、農業委員会事務局へ ■発行所：全国農業会議所

豊かな老後生活のために
加入しませんか **農業者年金**
国民年金に上乗せする公的な年金制度です

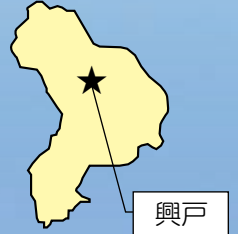
1. 農業者なら広く加入できる
2. 積立方式・確定拠出型で安定した年金財政
3. 保険料の国庫補助
4. 保険料は2万円から自由に選択可能
5. 税制面で大きな優遇
6. 80歳までの保証がついた終身年金

くわしくは農業委員会事務局まで





興戸地区



興戸



興戸地区農業委員
興村 義久 委員

タケノコも採れる京田辺の中心地

興戸地区は、京田辺市のほぼ中央に位置しています。地区の中心には防賀川が流れ、京田辺を縦断するJR線と近鉄線が農業地域と住宅地域を分けた立地になっています。

発が進むにつれ年々減少し、現在は兼業農家が増えています。それに伴い、手間のかかるナスから比較的作りやすい水稲へと作付けが変わっていきましました。春になれば、一部の農家は同大学の北側を覆う竹林でタケノコを収穫・出荷します。

昭和61年、市内に同志社大学が開校されたことで、銀行や学生マンション・コンビニなどもでき、劇的に宅地開発が進みました。若い世代も増え、今では約960世帯3千800人が暮らしています。

JR線より東側は約80戸の農家が耕作する田園風景が広がっています。以前は、多くの農家が高品質の田辺ナスづくりに携わっていましたが、市の開



発が進むにつれ年々減少し、現在は兼業農家が増えています。それに伴い、手間のかかるナスから比較的作りやすい水稲へと作付けが変わっていきましました。春になれば、一部の農家は同大学の北側を覆う竹林でタケノコを収穫・出荷します。

その竹林に囲まれるように、酒造りに縁があったといわれる酒屋神社(写真左上)が鎮座しています。ハイキングや一休さんウォークの休憩場所にもなっており、多くの方々が立ち寄られます。境内の広場では、夏は盆踊り、秋には区民運動会や秋祭りが盛大に行われます。初詣には、その名の通りお酒や甘酒が参拝者に振る舞われます。



地区の南側には、同志社大学が見えます。

農地の貸し借りの状況をお知らせ

95%は無償の契約です。

京田辺市にある農地の貸し借り状況をお知らせします。なお、賃貸借の契約を結ぶときの賃借料は、農業委員会などが定めるものではなく、貸し手と借り手の話し合いで決めます。農地の貸し借りについてのご相談は、農業委員または事務局まで問い合わせてください。



※農地法第52条の規定に基づいた、農地法および農業経営基盤強化法による貸借の状況

昨年の農地の貸し借りは989筆ありました。全体の内、約95%が使用貸借(無償)の契約です。

編集後記

農業委員 柳田 正廣



平成27年6月、玉露の郷として飯岡丘陵の茶園と田園風景が「京都府景観資産」に登録されました。これを機に、飯岡地区だけでなく市全体がひとつとなり、特産である茶産業の活性化はもちろん、農業の人手不足・担い手の育成や荒廃農地の解消など、明るい京田辺農業の未来に繋げていければと思います。

プレゼントクイズ 3名

とりたてをお届け!

たけのこ



今号のクイズ

農地部会が行う農地の確認活動は?

答え 農地〇トロール

〇に入るクイズの答えと、住所・氏名・年齢・電話番号・のうぎょう委員会だよりへのご意見・ご感想を書いて、メール・郵送・持参で応募してください。クイズの正解・当選者は、次号で発表します。

応募期限=平成28年4月17日(日)まで(当日消印有効)

発送予定時期=同28年5月頃

郵送先=農業委員会事務局
(〒610-0393(住所不要)、

✉: nougyo@kyotanabe.jp)
件名には「農業委員会クイズ」と記入してください。

前回の正解は

毎月 1回 でした!

●当選者.....
M・Mさん M・Nさん S・Kさん

保存版①
Change!
農業委員会法

平成28年
4月1日から

改正農業委員会法が 施行されます!

改正されて何が変わる?

- ★ 制度改正で、担い手への農地集積を促進
- ★ 「農地等の利用の最適化の推進」とは
- ★ 農地中間管理機構とは

裏面で説明



本紙では、改正案の主な内容を数回に分けてお知らせします。のうぎょう委員会だよりから抜き取り、保存してください。

■お問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎64-1368

農地の所有者には、農地を適正に利用・管理する義務があります。(農地法)

★ 制度改正で、担い手への農地集積を促進

改正農業委員会法では、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消などはより積極的に取り組むよう法定業務に位置づけられました。

ポイント

★農地の集積・集約

★耕作放棄の発生防止・解消

法定業務に！



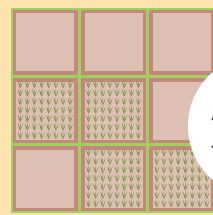
★ 「農地等の利用の最適化の推進」とは

「農地等の利用の最適化の推進」とは、右の成果を上げるために出し手農家を訪問して農地中間管理機構への貸付けを促すなどの掘り起こしや担い手とのマッチングのための話し合いなどの活動を行うことです。(農委法第6条第2項)。

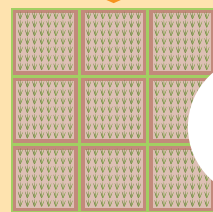
※農業委員、農地利用最適化推進委員には、秘密保持義務がありますので、職務上知り得た秘密は在職中だけではなく退任後も漏らしてはなりません。(農委法第14条、第24条)。

農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化

担い手への農地利用の集積の推進



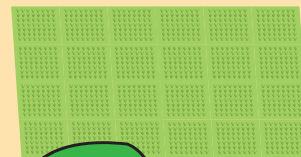
農地がバラバラ



一体に集団化

農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保

耕作放棄の発生防止、解消の推進



農地を守る！

新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進

新規就農、企業等の農業参入の支援

がんばろう！



★ 農地中間管理機構とは

地域の中心となる担い手に農地の集積をすすめるため、都道府県単位で設置された新たな公的機関です。機構は、貸付けを希望する農地所有者から農地を預かり、借受けを希望する担い手に貸付けます。

※「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、都道府県に1つ設置された機関。

- ・高齢で農業をやめたいけど、農地は守りたい
- ・相続した農地を誰かに貸したい



貸し手

農地の貸付け

農地中間管理機構

- 1 貸し手から農地を借受けます
- 2 担い手へ農地を貸付けます
- 3 担い手が見つかるまで農地を管理します
(※機構が受け付けた場合のみ)
- 4 貸付け先が確実な時は、条件の整備で行います

- ・地域内の農地を借りて規模を拡大したい
- ・農業を始めたいので、農地を借りたい



借り手

農地の借受け